

告示

埼玉県告示第千二百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、江袋溜井土地改良区から当該役員に就任した者及び退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十九年十一月十日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	塚田修	埼玉県熊谷市西野三百五十四番地二
同	高橋堅造	同 上根四百八十二番地
同	川田久夫	同 上江袋五百二十三番地一
同	森田博	同 石原二丁目一番地十五
同	春田勝治	同 田島二百三十三番地二
同	林和弥	同 上須戸八百七十一番地一
監事	小野澤初男	同 上江袋七百三十七番地
同	松本仁一	同 西城六百六十一番地三
同	高橋邦夫	同 上根四百六十一番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	塚田修	埼玉県熊谷市西野三百五十四番地二
同	高橋堅造	同 上根四百八十二番地
同	川田久夫	同 上江袋五百二十三番地一
同	新井勝	同 上須戸八百五十七番地
同	森田博	同 石原二丁目一番地十五
同	小林恒雄	同 田島二百四十八番地
同	高橋初	同 上根四百八十九番地
監事	小野澤初男	同 上江袋七百三十七番地
同	松本仁一	同 西城六百六十一番地三